

キッチンカー・移動販売車出店者募集要項

1 目 的

キッチンカー・移動販売車の出店により、利用者や近隣住民の利便性の向上を図り、公園の魅力向上やコミュニティの場、地域活性化等に資する事業であることを確認するものとする。また、キッチンカー・移動販売車等の出店を試行的に実施し、持続的な運用に向けた仕組みづくりに必要な出店に伴う効果や課題について、確認・検証するものとする。

2 概 要

都市公園におけるキッチンカー・移動販売車の事業を行うには、本要項に基づく登録申請を行うこと。登録する際には、公園の利用状況等を把握するために事前に現地の下見をすること。

(1) 出店候補場所（その他は応相談）

- 松戸運動公園 松戸市上本郷4434
- 金ヶ作公園 松戸市常盤平3-27-1
- 東松戸中央公園 松戸市東松戸1-11-2

(2) 営業可能期間及び営業日

営業可能期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

営業日は、上記営業可能期間中のうち出店を希望する日とします。ただし、次に掲げる場合には、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合があります。

ア 催事等の実施により、出店を認めることが困難と市が判断したとき

イ 緊急の工事等により、支障があると市が判断したとき

ウ 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と市が判断したとき

エ 市が特に必要と判断したとき

オ 上記により、出店の許可を取り消した場合には、別の日に出店が可能な場合には振替えるが、それ以外の場合には公園使用料については還付します（ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは補償はいたしません）

(3) 営業時間

午前10時から午後4時まで（午前9時から午後5時まで入退出可能）

(4) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を持っているもの）

(5) 公園使用料（松戸市都市公園条例）

1台につき一律15㎡、1日 1,320円（88円×15㎡）

※既納の公園使用料は、上記理由で認められた場合を除き、還付しません。

（松戸市都市公園条例第13条の規定による）

3 応募者の資格要件

応募する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込業種について、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者
- (10) 政治性、宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (12) 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

4 許可条件等

(1) 許可条件

松戸市都市公園条例第3条第1項第1号による公園内行為許可

(2) 許可対象

1 公園につき1日3台まで（団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可証、車検証などは事前に提出すること）

(3) 許可対象面積

1台につき15㎡（指定する範囲内とする）

(4) 事業への協力

市が実施するアンケート（出展者向け、利用者向け）に協力すること

※利用者向けアンケートについては、出店者が配布・回収すること

市がアンケート調査（利用者の声や売り上げ等）を実施する際には協力すること

(5) ごみの処理

ア 出店者は、必ずごみ箱をキッチンカー・移動販売車の直近に見やすく設置し、販売品の空き容器等のゴミを回収して処分するとともに、購入者へゴミを販売店まで返却することや持ち帰りを周知すること

イ 出店者は、キッチンカー・移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること

ウ 公園管理者が清掃時に拾ったゴミについても、ゴミを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること

エ 出店者が公園を退去する際は、周囲にゴミが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること

オ 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする

(6) その他留意事項

- ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、メール等で連絡すること
- イ 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署と協議し、必要な届出及び消火器具の設置をすること
- ウ 前日までに指定する場所からの鍵の貸出を済ませ、当該事業者の実施最終日後に速やかに返却すること。また、複製や利用日以外の使用が確認された場合は、今後当該事業に参加できないものとする。なお、貸出期間中の鍵の管理は、適切に行うこと
- エ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること
- オ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある
- カ 園内移動はハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度5 km/h以下で走行すること
- キ キッチンカー・移動販売車及び備品等の破損、紛失等について一切責任を負わない
- ク 園内の電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること
- ケ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること
- コ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応し、発生したトラブル等については、その内容を報告すること
- サ 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（キッチンカー・移動販売車等に置くことは可））、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可）などは禁止とする
- シ 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、出店許可を取り消すことができる
- ス 出店者は賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと
- セ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は行なわないこと
- ソ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること
- タ 出店者は事前に出店希望日程表を提出するものとする
- チ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者に配慮すること（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）
- ツ 感染症対策として、マスクの着用、消毒液の設置などを実施し、衛生管理を徹底すること
- テ その他不明な点については、担当者と協議すること

5 募集期間・選定方法

- (1) 出店希望日が重複した場合は、市内業者を優先とし、それ以上の選定方法は抽選とする
- (2) 2か月分を前月の1日から10日間で出店希望を受け付ける

6 提出資料

(1) 提出資料

初めて出店希望の場合	2回目以降
・応募登録申請書（様式1） ・事業概要書（様式問わず・法人は会社案内でも可能） ・営業許可書の写し（保健所が発行したもの） ・食品衛生責任者の写し ・生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書の写し ・車検証の写し ・キッチンカーの写真（前面、側面、ナンバープレート） ・運転免許証の写し ↓ 審査後 ・松戸市公園内行為許可申請書（第1号様式） ・キッチンカー出店希望日程表	・松戸市公園内行為許可申請書 ・キッチンカー出店希望日程表

(2) 1出店者1申請とする（複数公園での出店希望は可）

(3) 提出方法：持参又は郵送（締切日必着）

(4) 許可書の受け取り方法：窓口又は郵送にて受け取り可能

※郵送の場合は、返信用封筒に宛名を記入し切手も貼付すること。

7 問合せ先・提出先

〒271-0072

千葉県松戸市竹ヶ花136番地の2

クミアイ第二ビル4階

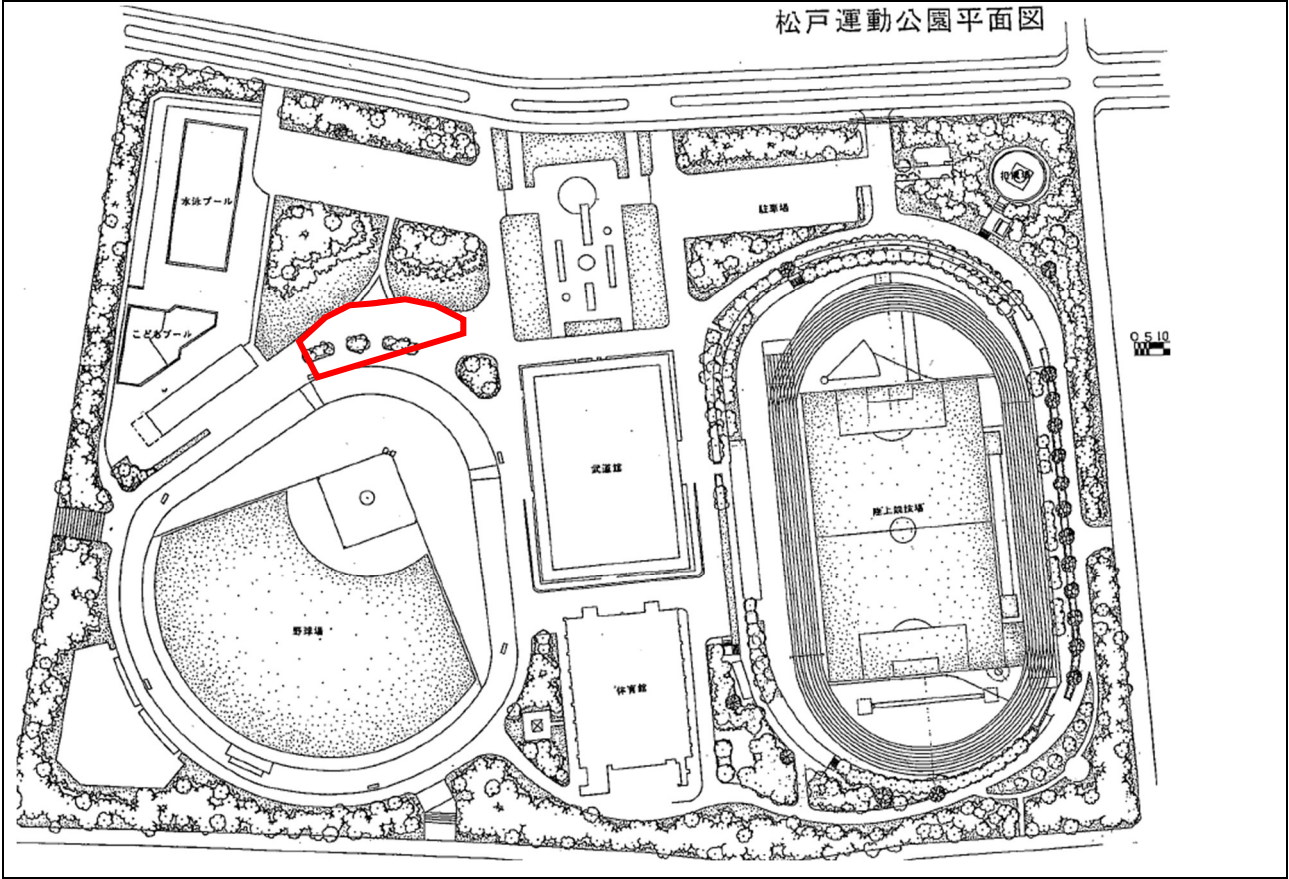
松戸市 街づくり部 公園緑地課 庶務・運営班

電話 047-366-7380

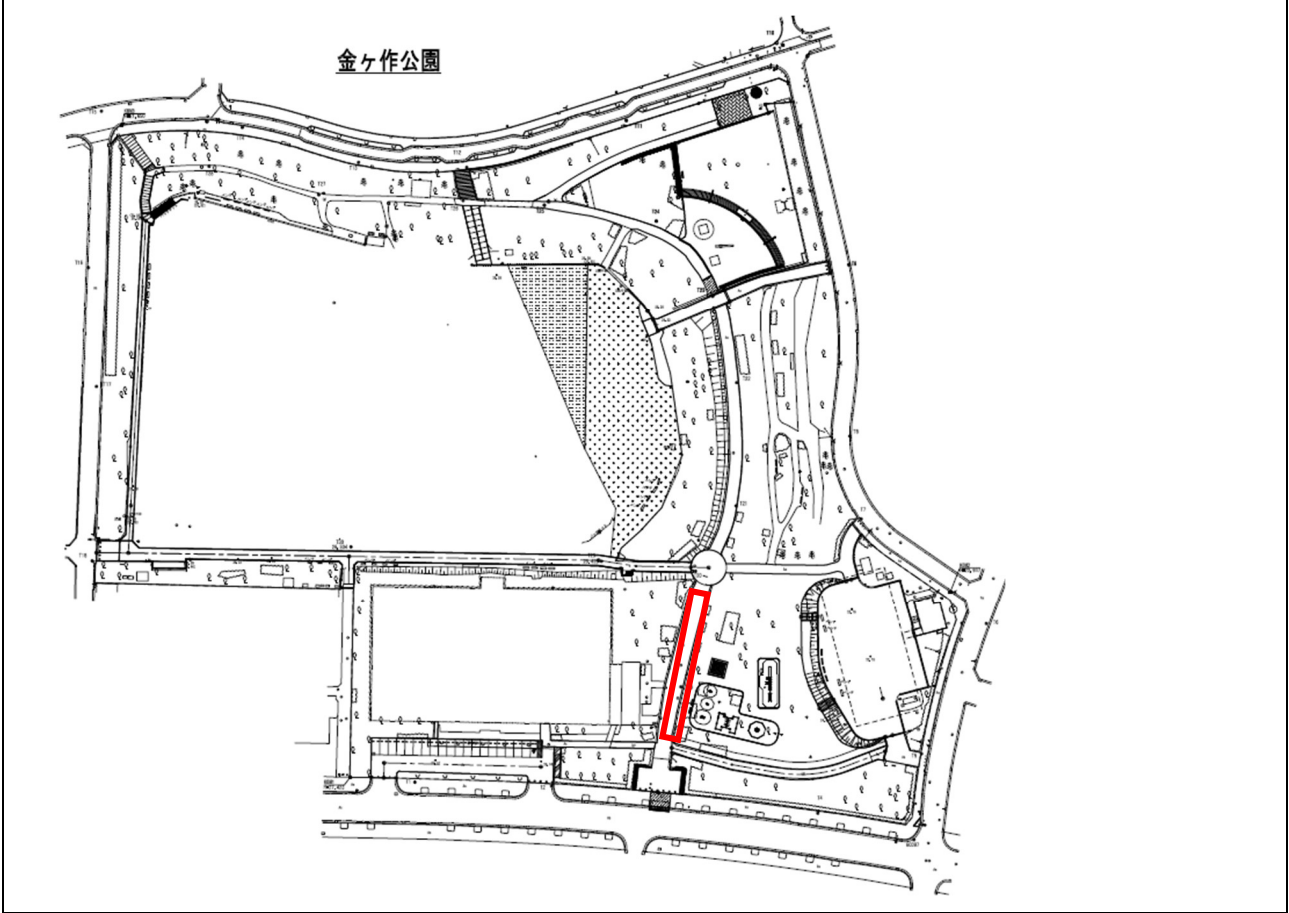
FAX 047-704-3993

メール mckouen@city.matsudo.chiba.jp

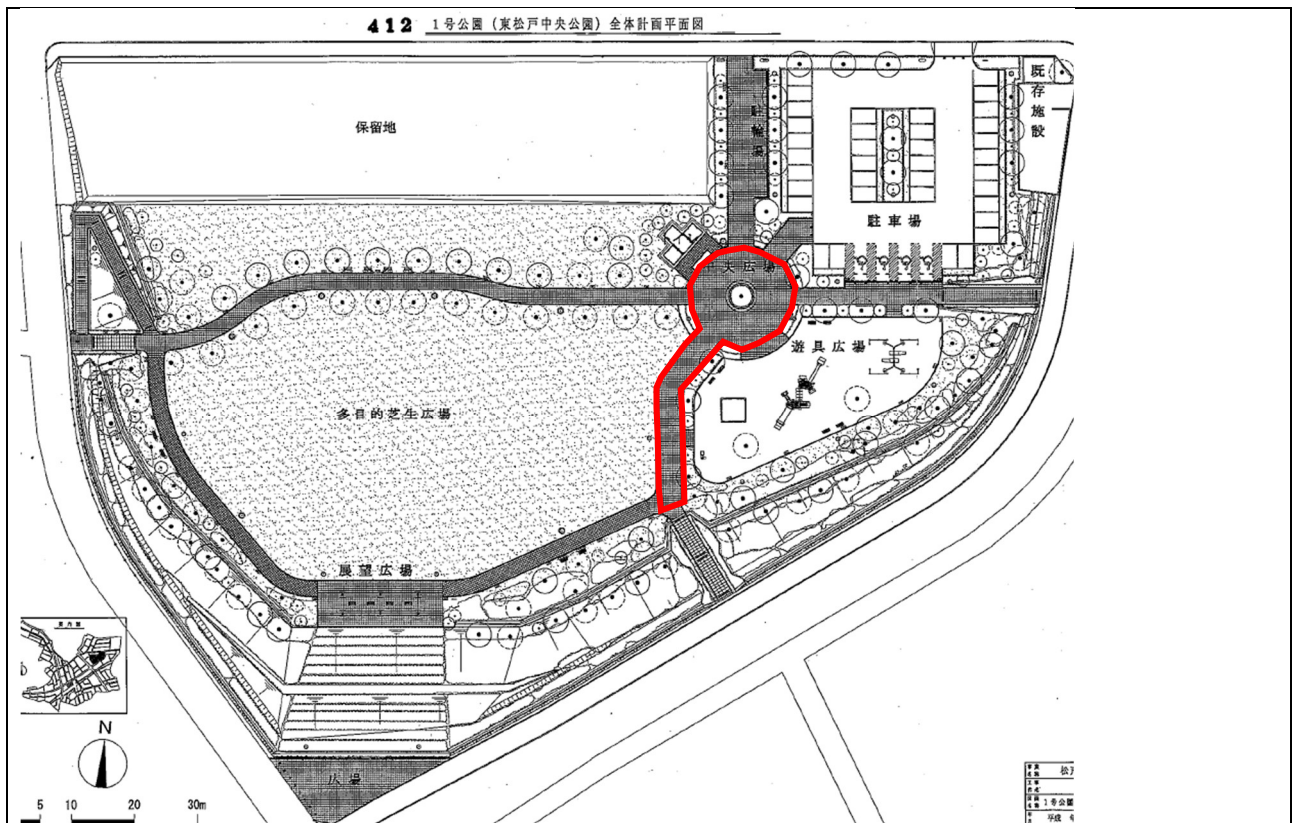
松戸運動公園



金ヶ作公園



東松戸中央公園



※出店場所は、赤線に囲まれ場所に1日3台とし、通行の妨げにならないようにすること